

NEWS LETTER

発行者：こやま総合事務所

特定社会保険労務士・行政書士 小山清美
〒564-0036 吹田市寿町2-23-23
TEL:06-6383-6779 / FAX:06-6383-6889

【人事労務関係書類の保存期間】

令和2年4月1日に施行された民法の改正により、民法の特別法である労基法が定める賃金請求権の消滅時効期間等の規定が改められました。具体的には、賃金請求権の消滅時効期間、賃金台帳等の保存期間、未払い賃金等の付加金請求期間をそれぞれ5年(当分の間は3年)に延長する内容になっています。(労基法143条)

【保存期間延長の対象となる主な文書】

- 1 労働者名簿 2 賃金台帳 3 雇入れに関する書類(履歴書・雇用契約書・労働条件通知書・身元引受書等)
- 4 解雇に関する書類(解雇予告通知書等)
- 5 賃金に関する書類(昇給、減給関係書類等)
- 6 災害補償に関する書類(診断書、補償の支給等)
- 7 その他労働関係に関する書類(出勤簿、タイムカードの記録、労使協定、残業時間を記録したもの等)
- 8 労基則・労働時間等設定改善法施行規則で保存期間が定められている記録

【保存期間の起算日】

- 1 労働者名簿→労働者の死亡の日又は退職、解雇の日
- 2 賃金台帳→最後に記入をした日
- 3 雇入れに関する書類→労働者の死亡の日又は退職、解雇の日
- 4 解雇→解雇した日
- 5 災害補償に関する書類→災害補償が終わる日
- 6 その他の労働関係に関する書類→その完結の日

【年次有給休暇管理簿】

年次有給休暇は、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存することが義務付けられています。また、時季、日数および基準日を労働者ごとに明らかにすることが求められています。

【労働基準法上の『労働者』とは？】

労働基準法上の「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業所に使用されるもので、賃金を支払われる者をいいます。契約の形式や名称にかかわらず、「労働者性の判断基準」に基づき、実態を勘案して総合的に判断されます。つまり、会社に雇用されていて賃金を支払われているものであれば、パートやアルバイトでも労働者となります。労災保険においても、この基準を元に労働者であるかを判断します。

業務委託契約を締結し、個人事業主とされていた貨物軽自動車運送事業の自動車運転者から労災請求がなされた事案において、労働基準監督署による調査の結果、当該自動車運転者が労働基準法上の「労働者」に該当すると判断された事例は以下の通りです。

- ① 荷主が元請事業者に配送を委託するとともに、元請事業者が配送員に対して、委託契約書に基づき、再委託(配送員は個人事業主扱い)。当該配送員が業務中に負傷し、労災保険給付の対象となるか否かについて、当該配送員から労働基準監督署に相談があった事例
- ② 荷主が元請事業者に配送を委託するとともに、元請事業者が配送員に対して、委託契約書に基づき、再委託(配送員は個人事業主扱い)。報酬(賃金)不払いについて、当該配送員から労働基準監督署に相談があった事例
- ③ 荷主や元請物流事業者が元請事業者に配送を委託するとともに、元請事業者が配送員に対して、委託契約書に基づき、再委託(配送員は個人事業主扱い)。報酬(賃金)不払いについて、当該配送員から労働基準監督署に相談があった事例

* 契約上、個人事業主とされている場合でも、実態によっては労働基準関係法令を遵守する必要があります。

【休業を要する労働災害が発生したときの留意事項】

発生時の対応を心得て被災者救済最優先対応をします

1. 医師の違憲を聴き休業を要する期間は安静加療させます。

被災者の同意を得て主治医から直接確認をする、必要に応じて診断書等を取る等によって、何日休業させたらいいかを正しく確認し、医師が必要と認める期間は安静加療させるようにします。

2. 労災保険を使用した適切な災害補償

発生した労災に対しては、労災保険を使用して適切に労災補償を行います。労災保険では、労災による療養のため賃金を受けない日の4日目から休業補償が行われます。使用者は労災保険から休業補償されない3日間(待期間)については被災労働者に対して休業補償を行います。また、休業期間が1か月以上になるような場合、毎月1回、休業補償が行えるようにする等の労災手続きに必要な対応を行います。

○待期間の教え方

・所定労働時間中に負傷した場合その日は休業日数に算入・会社の休日や年次休暇取得日も算入・この期間は連続していても断続していても良い

3. 労働者死傷病報告の提出

休業災害が発生した場合には、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出します。この場合、休業4日以上労働災害については、遅滞なく、様式第23号による報告書を提出します。休業が1日から3日の労働災害については、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌末日までに提出します。

○休業日数の教え方…休業日数を数える場合、労災発生日の翌日から数え、休業を要する期間内に会社の休日や年次休暇取得日が含まれる場合はこれを含めた歴日数が休業日数となります。

4. 発生原因の究明と再発防止対策

労働災害が発生した場合には、不安全行動による災害も含め、人、物、管理の面から発生原因をしっかりと究明し、再発防止対策を講じることが重要です。

【4月からの労災保険料率の改定について(予定)】

労働政策審議会の答申に基づいて労災保険料率が改定されることになり、4月1日の施行に向けて省令の改正作業が進められています。

● 労災保険料率を業種平均で0.1/1000引下げへ労災保険料率の業種平均は現在 4.5/1000 ですが、業種平均で0.1/1000引下げられる予定です。

引下げ	採石業／めっき業／金属材料品製造業など 17業種
引上げ	パルプ又は紙製造業／電気機械器具製造業 ／ビルメンテナンス業
変更なし	34業種

● 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を改定へ

引下げ	個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業／建設業の一人親方／医薬品の配置販売業者／金属等の加工、洋食器加工作業／履物等の加工の作業の5区分
変更なし	20区分

● 請負による建設の事業に係る労務比率を改定へ

引下げ	鉄道又は軌道新設事業／その他の建設事業
-----	---------------------

【雇用保険の改正について】

厚生労働省は、雇用保険の加入要件を緩和して、週所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」とする改正を2028年10月から行う方針を示した。

その他、2025年4月には、●2歳未満の子がいて時短勤務をする労働者に対する新たな給付制度の創設 ●両親が共に育児休業を取得した場合、手取収入を最大28日間・実質10割とする育児休業給付の拡充を実施する。